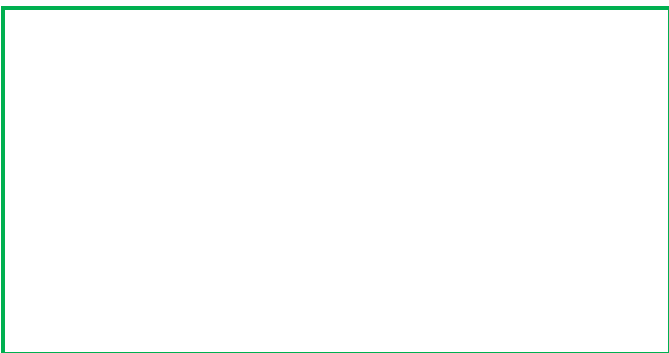


# 市民税・県民税納税通知書の見方

令和5年度 市民税・県民税納税通知書



宛名番号  
通知書番号

問い合わせ先

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号  
安城市役所 電話(0566)76-1111(代)  
課税内容について  
⇒市民税課市民税係 電話(0566)71-2214(直)  
口座振替・納税について  
⇒安城市税コールセンター 電話(0566)71-2288(直)

問い合わせの際は、赤枠内の番号をお申出ください。

あなたの市民税・県民税を決定しましたの  
5ページ記載の「納める税額」を各納期限までに納付し  
てください。

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から  
起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処  
分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌  
日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となりま  
す。）提起することができます。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でな  
ければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日か  
ら3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行  
により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を  
経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分  
訴えを提起することができます。

次のいずれか、または空白で記載されます。  
「口座振替」  
「公的年金からの特別徴収対象者」

給与収入および公的年  
金の収入金額が記載さ  
れます。

令和5年度 市民税・県民税賦課明細書 その1

備考

○所得等内訳		○所得控除内訳	
給	与	雑	損
総所得金額	円	療養費	円
分離長期	円	・小企	円
分離短期	円	保険料	円
山林・株式・先物・退職	円	保険料	円
繰越控除	円	障害特別	万円
		一般	万円
		配偶者	万円
		配偶者特別	万円
		扶養	特定 人 一般 人
		※1	老人 人 内同居 人
		基礎	16歳未満(控除対象外) 人
		所得控除合計	円

○課税標準額・算出所得割額			
区分	課税標準額	市民税算出所得割額	県民
総所得	千円	円	円
分離長期	千円	円	円
分離短期	千円	円	円
山林・株式・先物・退職	千円	円	円
※2 肉用牛	円		
○税額			
区分	市民税	県民	
算出所得割額	円	円	円
調整控除額	円	円	円
※1	円	円	円
※2	円	円	円
均等割額	円	円	円
年税額(市民税・県民税の合計)	円	円	円
普通徴収税額	円	円	円
年金から特別徴収される税額	円	円	円
給与から特別徴収される税額	円	円	円

合計所得金額が1000万円超で配  
偶者を扶養している場合は、「同配」  
と記載されます。

「普通徴収税額」  
→納付書または口座振替に  
より納付する税額です。

1年間に納める税額です。

普通徴収税額の納期限ごとの金額を  
表記しています。

給与から特別徴収される税額  
→給与から引き落とされる税額です。  
自分で納める必要はありません。

年金から特別徴収される税額  
→受給する年金から引き落とさ  
れる税額です。  
自分で納める必要はありません。

令和5年度 市民税・県民税賦課明細書 その2

○普通徴収税額(この納税通知書で納める税額)					
	全期前納の場合	第1期	第2期	第3期	第4期
課税額	円	円	円	円	円
充当額	円	円	円	円	円
納める税額	円	円	円	円	円
納期限					

※所得割額から控除することができなかった配当割額等は、均等割額等に充当されます。充当は、最初の納期から順次行います。充当しきれなかった場合は、還付します。

※左記の各期別ごとの「納める税額」をそ  
その納期限までに納付してください。

口座の記載がある場合は、  
口座からの引き落としに  
なります。口座の記載がな  
い場合は、同封の納付書で  
お納めください。

○公的年金からの特別徴収について			
公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際にその支払者が徴収します。			
◆公的年金からの特別徴収税額及び徴収月			
徴収月	5年10月	5年12月	6年2月
特別徴収税額	円	円	円
◆令和5年度市民税・県民税の仮特別徴収税額			
あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場 合、昨年度の通知書にて通知した次の額を特別徴収の方法によって徴収 します。			
徴収月	5年4月	5年6月	5年8月
仮特別徴収税額	円	円	円
◆特別徴収を行う公的年金の支払者の名称、種類及び法人番号			
支払者の名称			
公的年金の種類			
支払者の法人番号			
◆令和6年度市民税・県民税の仮特別徴収税額			
あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であ り、かつ、来年度も公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の 支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収します。			
徴収月	6年4月	6年6月	6年8月
仮特別徴収税額	円	円	円

年金から特別徴収  
される税額を表記  
しています。

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。  
安城市役所 市民税課 市民税係(北庁舎2階50番窓口)  
電話番号 0566-71-2214  
E-mail shimizei@city.anjo.lg.jp